

令和8年度 償却資産(固定資産税)申告の手引き

市税につきましては、平素から格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、固定資産税は、土地・家屋ほか償却資産についても課税されます。償却資産の申告については、地方税法第383条の規定により、**事業用の償却資産の所有者は、毎年1月1日（賦課期日）現在、市内に所有している償却資産の状況等を1月末までに申告しなければならないこと**になっていますので、この手引きを参照の上、申告書を作成してください。

なお、令和8年1月末日は閉庁日のため、提出期限は令和8年2月2日（月）までとします。

提出期限は2月2日（月）ですが、1月16日（金）までの提出にご協力ください。

なお窓口混緩和のため、郵送またはeLTAXでの提出にご協力をお願いします。（P6～7参照）

田 原 市

申告書の提出先
及び問合せ先

〒441-3492
愛知県田原市田原町南番場30番地1
田原市役所 総務部税務課 資産税係
電話（0531）23-3510（直通）
FAX（0531）23-0180
ホームページ <http://www.city.tahara.aichi.jp/>

検索 **田原市 償却資産** と検索してください。

I 債却資産のあらまし

1. 債却資産とは

固定資産税の対象となる債却資産とは、会社や個人の方が事業を営むために所有している土地・家屋以外の有形の固定資産（構築物・機械・工具・器具・備品等）で、その減価償却額または減価償却費が、法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金または必要経費に算入されるものをいいます。

2. 申告の対象となる資産

- (1) 耐用年数が1年以上で、取得価格が10万円以上の資産または10万円未満の資産であつて固定資産（減価償却資産）に計上している資産。
- (2) **債却済資産**（耐用年数が経過した資産）
- (3) **建設仮勘定**で経理されている資産であっても1月1日現在事業の用に供することができるもの
- (4) 家屋として固定資産税の評価がされていない建物等（畜舎・堆肥舎等）の資産
- (5) **遊休資産**（稼動を休止しているが、いつでも稼動できる状態にある資産）
- (6) **未稼働資産**（すでに完成しているが、まだ稼動していない資産）
- (7) 清算中の法人が所有する債却資産のうち、清算事務の用に供しているもの及び他の事業者に事業用資産として貸し付けている資産
- (8) **福利厚生**（社宅・宿舎等）の用に供する資産
- (9) **簿外資産**（会社の帳簿には記載されていない資産であっても1月1日現在事業の用に供することができるもの）
- (10) 決算期以降に取得された資産で、1月1日（賦課期日）までに固定資産勘定に計上されていない資産
- (11) 中小企業等が、租税特別措置法を適用して損金算入した取得価額30万円未満の資産
- (12) 建物の所有者と異なる者（賃借人、テナント）が取り付けた内装、造作、その他の建築設備等の資産 ※賃借人、テナントが所有する資産として取り扱います。

◆対象となる主な債却資産（種類別）

資産の種類		具体例
1	構築物	門、塀、フェンス、広告塔、貯水池、看板、外構工事、外灯、舗装路面（駐車場舗装等）、庭園、緑化施設、テナント内部造作、棧橋、受変電設備、自家発電設備、ビニールハウス、温室、畜舎・堆肥舎、灌水工事、改修工事等
2	機械及び装置	電気・化学・印刷・医療用機械などの各種産業用、二重カーテン、暖房機・消毒機・管理機・動噴など農業用、魚探・レーダーなど漁業用、パワーショベルなどの土木建設機器、加工、修理等に使用する機械及び装置、太陽光発電設備等
3	船舶	客船、貨物船、漁船、船外機、ボート、砂利採取船、油槽船等
4	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等

5	車両及び運搬工具	パワーショベル等大型特殊自動車（ナンバープレートの分類番号が「0、00～09及び000～099」、「9、90～99及び900～999」の車両）、その他運搬車等 【自動車税、軽自動車税の対象となる車両は除かれます】
6	工具器具及び備品	パソコン、事務机・椅子、コピー機、応接セット、キャビネット、冷暖房機器、医療用機器、ルームエアコン、自動販売機、金庫、冷凍・冷蔵庫、理容・美容機器、歯科診療用ユニット、陳列ケース、美術品、その他業務用の器具備品等

3. 申告の必要がない資産（対象外）

- (1) 耐用年数1年未満のもの
- (2) **少額償却資産**（取得価格が10万円未満の資産で、法人税法または所得税法の規定により一時に損金算入されたもの）
- (3) **一括償却資産**（取得価格が20万円未満の資産で、法人税法または所得税法の規定により3年間で一括して均等償却するもの）
- (4) **無形減価償却資産**（ソフトウェア、鉱山権、漁業権、特許権、営業権等）・繰延資産（支出した費用の効果が後年度に及ぶもの）
- (5) **生物**（ただし、鑑賞用・興行用のものは申告の対象）
- (6) **美術品等**（取得価格1点100万円以上のもの（時の経過によりその価値の減少しないもの））
- (7) 平成20年4月1日以降に締結されたファイナンスリース取引に係るリース資産で取得価額が20万円未満のもの

4. 建築設備における家屋と償却資産の区分

建築設備とは、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備等の家屋と一体となって家屋の効用を高める設備をいいます。

固定資産税における取扱いでは、家屋と償却資産を区分して取り扱います。

3ページの区分表を参考にしてください。なお、この表の区分に当てはまらない場合もあります。詳しくは、担当までお問合せください。

5. 非課税及び課税標準の特例が適用される償却資産

地方税法第348条及び同法附則第14条に非課税の範囲が、地方税法第349条の3、同法附則第15条等に課税標準の特例が規定されています。該当資産があれば、種類別明細書の摘要欄に**「非課税」**または**「特例」**と記入してください。

また、令和8年度から新たに非課税または特例の適用を受ける資産を取得した方は、**非課税または特例該当資産であることを証する書類を添付して**、非課税資産に該当する場合は**「非課税適用申告書」**を、特例資産に該当する場合は**「課税標準の特例適用申告書」**を、提出してください。（「非課税適用申告書」、「課税標準の特例適用申告書」の用紙は、税務課のホームページからダウンロードしてお使いください。）

対象となる主な資産については4ページの表を参考にしてください。

家屋と償却資産の区分表

○は申告不要　◎は申告が必要　△は担当までお問合せください

番号	設備等の内容	家屋と建物付属設備等の所有関係			
		同じ場合		異なる場合	
		家屋	償却資産	家屋	償却資産
1	工場等の機械の動力源電気設備		◎		◎
2	冷凍倉庫の冷凍設備		◎		◎
3	ビル等の受変電設備、発電設備、蓄電池設備		◎		◎
4	中央監視制御装置、電話交換機		◎		◎
5	天吊・壁掛・据置型エアコン（家屋と構造上一体型を除く）		◎		◎
6	ネオンサイン、スポットライト、広告塔、袖看板、ブラインド		◎		◎
7	家屋から独立した給水塔、煙突、屋外に埋設されたガス・水道等の配管		◎		◎
8	電気設備（1、3、4を除く）	○			◎
9	給排水、高架水槽、衛生設備、ガス設備（7を除く）	○			◎
10	冷房、暖房、通風設備（5を除く）、ボイラー設備（工場等の生産設備用ボイラー等を除く）	○			◎
11	昇降機設備（エレベータ、エスカレータ含む）	○			◎
12	消火、排煙、災害報知設備		△		◎
13	エアカーテン、ドア自動開閉設備	○			◎
14	床、壁、天井仕上げ、店舗造作等一式	○			◎

*家屋の所有者と異なる者（テナント）が建物付属設備として取り付けた資産は償却資産として取り扱います。営業権相当分（繰延資産）は控除し申告してください。

課税標準の特例の対象となる償却資産（主なもの）

適用条項	資産の種類		特例割合	添付書類
法第349条の3	第3項	政令で定める法人が取得した農林漁業者または中小企業者の共同利用設備（取得価額の制限あり）	1/2の課税	補助または借入申請書及び決定通知書の写
	第5項	内航船舶（遊覧船・快遊船・遊漁船・競争用モーター・ボートは含まない）	1/2の課税	船舶検査証書の写
	第27項	児童福祉法に規定する家庭的保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する償却資産	注1 1/3の課税	保育事業等認可決定通知書の写
	第28項	児童福祉法に規定する居宅訪問型保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する償却資産	注1 1/3の課税	
	第29項	児童福祉法に規定する事業所内保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する償却資産	注1 1/3の課税	
法附則第15条	第2項 第1号	公害の危害防止施設等「水質汚濁防止法」に規定する污水または廃液の処理施設	注1 1/2の課税	特定施設設置届出書の写、処理過程図
	第2項 第5号	「下水道法」に規定する公共下水道の使用者が設置した除害施設	注1 4/5の課税	処理施設設置届出書の写、処理過程図
	第25項 第1号イ	太陽光発電設備(発電出力1,000kW未満) ※再生可能エネルギーの固定価格買取制度の認定を受けていない設備	注1 2/3の課税	再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けたことがわかる書類の写
	第25項 第3号イ	太陽光発電設備(発電出力1,000kW以上) ※再生可能エネルギーの固定価格買取制度の認定を受けていない設備	注1 3/4の課税	
	第25項 第1号ロ	風力発電設備（発電出力20kW以上）	注1 2/3の課税	
	第25項 第3号ロ	風力発電設備（発電出力20kW未満）	注1 3/4の課税	再生可能エネルギー発電設備認定通知書の写
	第25項 第1号ニ	バイオマス発電設備(発電出力10,000kW以上20,000kW未満)	注1 2/3の課税	
	第25項 第4号ハ	バイオマス発電設備(発電出力10,000kW未満)	注1 1/2の課税	
	第35項	農業協同組合、中小企業等協同組合等が取得し、かつ認定就農者の利用に供する一定の構築物、機械装置、器具備品等	2/3の課税	当該資産を認定就農者の利用に供することができる書類の写
	第43項	中小事業者等が先端設備等導入計画に基づき取得した先端設備（令和7年4月1日～令和9年3月31日までに取得）	注3 1.5%以上賃上げ： 1/2の課税 3%以上賃上げ： 1/4の課税	注2 導入計画の認定書の写し等

*この表は一部を抜粋したもので、その他のもの及び非課税対象となる償却資産については償却資産担当までお問い合わせください。

*これらの施設および設備は、政令・総務省令により範囲が制限されていますので、注意してください。

*税制改正により、特例資産、適用期間、特例率等が変更になることもあります。

注1：『わがまち特例』により田原市市税条例で特例割合を定めています。

注2：添付書類については、別途お問い合わせください。また、リース会社が申告する場合は、「固定資産税軽減計算書」及び「リース契約書」の写しの添付も必要です。

注3：導入計画新規申請時に賃上げ表明を位置付け、従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書類が必要です。

II 債却資産の申告について

1. 申告していただく方

工場や商店を営んでいる、駐車場、アパート、温室、産業用機械等を貸付けているなど事業を行っており、市内に債却資産を所有されている方は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日（賦課期日）現在の所有状況を申告していただくことになっています。

（お願い）申告書が送られてきた方で債却資産をお持ちでない方も、その旨を申告書の（右下）「18備考欄」に記入してご提出ください。資産の変更なし、廃業、解散、休業、移転等の場合でも申告は必要です。

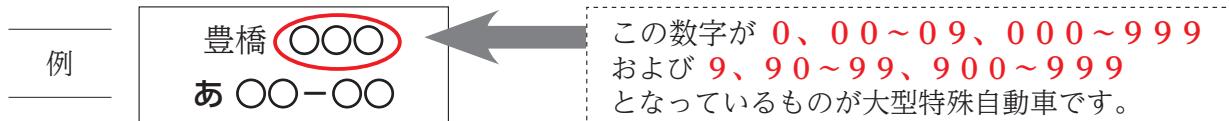
2. 特殊な資産について

（1）車両

下表のとおり、車両の分類ごとに対象となる税目が異なります。

自動車税・軽自動車税の対象となる車両はナンバーを取得してください。

車両の種類	自動車税	軽自動車税	固定資産税（債却資産）
普通自動車	○		
軽自動車		○	
原動機付自転車・特定小型原動機付自転車		○	×（申告不要）
オートバイ		○	
小型特殊自動車	※下記の規格表を参考に 判断してください。	○	
大型特殊自動車			○（申告が必要）



◆小型特殊自動車の規格（以下の基準をひとつでも超えていれば、大型特殊自動車です）

区分	長さ (m)	幅 (m)	高さ (m)	最高速度 (km/h)	原動機総排気量 (リットル)
農耕作業用	制限なし	制限なし	制限なし	35未満	制限なし
上記以外	4.70以下	1.70以下	2.80以下	15以下	制限なし

（2）太陽光発電設備（法人・個人事業主）

売電目的で設置された太陽光発電設備（工場、店舗、アパート等で自家消費するための発電設備も含む）は、発電出力に関わらず申告対象です。

※租税特別措置法（グリーン投資減税等）によって即時償却を行った資産も固定資産税（債却資産）の申告対象です。

※屋根一体型（ソーラーパネルぶき）は、家屋評価のため申告対象外です。

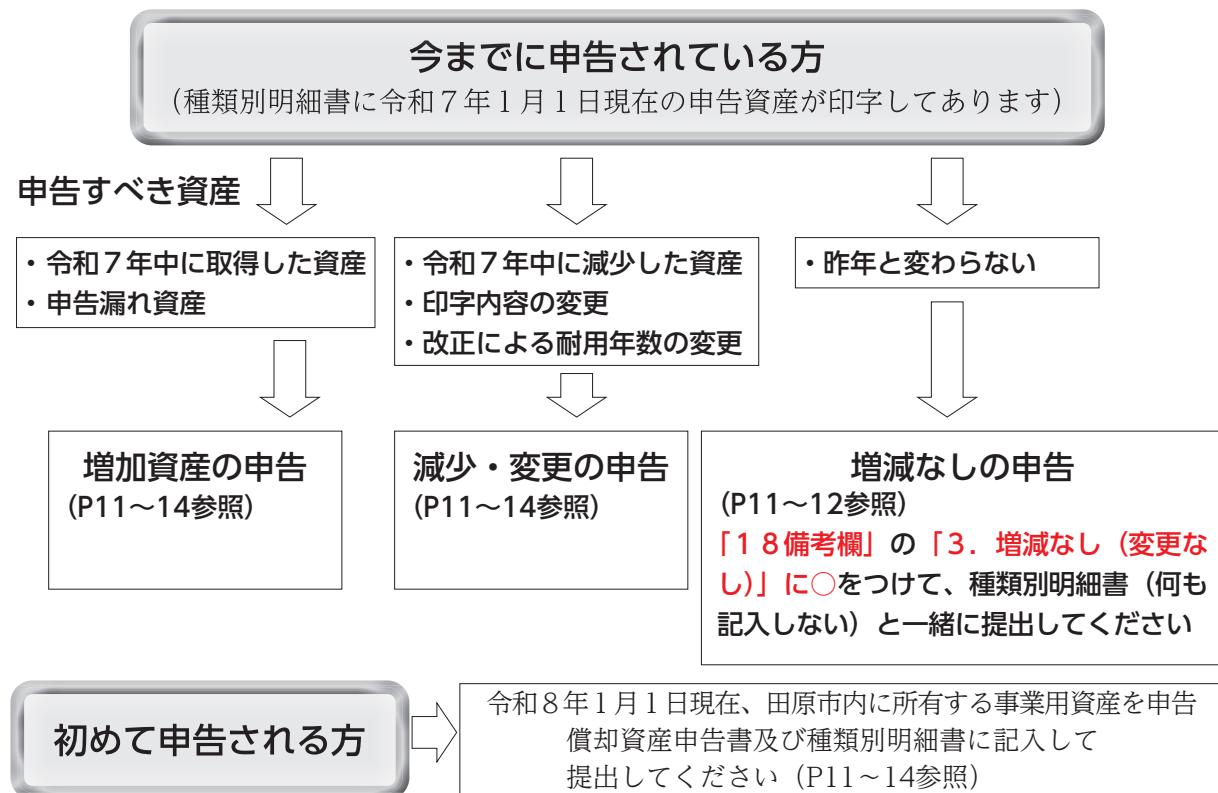
◆申告の対象となる資産

- ・太陽光パネル（家屋の屋根材となっている場合を除く）
- ・架台
- ・接続ユニット
- ・パワーコンディショナー
- ・表示ユニット
- ・電力量計
- ・外構設備（フェンス等）
- ・その他関係備品等

※標準的な耐用年数は、太陽光発電設備（17年）、受変電設備（15年）、外構設備側溝（15年）、フェンス（10年）などです。

3. 申告方法と提出書類

(1) 田原市様式により申告される場合



【書き方がわからない場合】(下記の書類をご持参のうえ、お早めにご相談ください)

- 固定資産台帳
- 個人確定申告書の写及び収支内訳書の写(減価償却費のわかる書類)、法人確定申告書及び明細書の写
- その他の償却資産の明細がわかる書類(見積書、契約書など)

(2) 独自様式(電算処理)または電子申告により申告される場合

◆申告書・種類別明細書の記載について

- 償却資産申告書の右上欄に「所有者コード」を記入してください。
- 種類別明細書の記載事項をもれなく記載し、記載したすべての資産について「評価額」を算定してください。算定した「評価額(ホ)」により「決定価格(ヘ)」および「課税標準額(ト)」を記入してください。
- 課税標準の特例の適用がある場合は、特例率、特例を適用した後の課税標準額を記入してください。
- 「評価額(ホ)」が算定できないときは、18備考欄にその旨を記入してください。
- 申告漏れ資産は種類別明細書の摘要欄に「申告漏れ(○○年増加または減少)」と必ず記入してください。昨年度申告時の取得価額計(ニ)と、今年度申告時の「前年前に取得したもの(イ)」の計が異なるとき(期中に増減した資産がある場合等)は、その原因となる資産を明らかにしてください。

◆種類別明細書の申告方式（全資産申告・増減資産申告）について

「全資産申告」は1月1日現在、所有しているすべての資産を申告する方式です。「増減資産申告」は前年中に増減した資産のみを申告する方式です。「増減資産申告」をされる方は、増加した・減少した資産がそれぞれわかるように申告してください。

なお、申告の状況により、個別に全資産または増減資産で種類別明細書の提出を再度お願いする場合がありますのでご了承ください。

◆次年度以降の種類別明細書の送付について

独自様式（電算処理）または電子申告による申告で、「全資産申告」方式の場合、次年度以降は種類別明細書を送付しません。「増減資産申告」方式の場合、前年度までの登載状況に、増減資産を反映した全資産の種類別明細書を送付します。

種類別明細書の送付をご希望の方は「増減資産申告」方式により申告をお願いします。

◆申告資産数が200件を超える申告について

種類別明細書の申告方式を問わず、申告資産数が200件（種類別明細書1ページ毎に20件登載としたとき、種類別明細書10ページ）を超えるときは、電子申告での申告書提出にご協力をお願いします。

電子申告される方で、申告資産数が200件を超える場合は種類別明細書のCSV（またはExcel）ファイルやテキスト読取可能なPDFファイルを、送信する申告データに添付してください。

◆郵送で申告される方へ

郵送で申告される方で申告書の「控え」が必要な場合は、受付印を押して返送しますので切手を貼った返信用封筒（送付先記入）を必ず同封してください。

4. 電子申告について

eLTAX：エルタックス（地方税ポータルシステム）により、インターネット上から申告することができます。詳しくは、eLTAXホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp>）をご覧いただきか、下記のeLTAXヘルプデスクにお問合せください。

課税に関する事、申告期限を過ぎた場合の申告に関する事は田原市役所税務課までご連絡ください。

◆eLTAXヘルプデスク ☎0570-081459 または 03-5521-0019

受付時間 9:00～17:00（土・日・祝祭日・年末年始を除く）

※操作方法等システムに関する事はヘルプデスクにお問合せください。

なお、次年度申告用の「**プレ申告データ**」は送信しません。申告書は郵送で送付しますので、引き続き電子申告される場合は、紙と電子で重複して申告しないようご注意ください。

5. 申告されない方、虚偽の申告をされた方

正当な理由がなく申告されない場合は、地方税法第386条・田原市市税条例第54条の規定により過料を科せられることがあるほか、同法第368条の規定により延滞金を徴収するがありますので、期限までに必ず申告してください。

虚偽の申告をされますと、地方税法第385条の規定により罰金等を科せられることがあります。また課税処理は、現年度だけでなく過年度に遡及することがあります。

6. 実地調査等のお願い

地方税法第408条の規定に基づき、実地調査・簡易調査（固定資産台帳を郵送していただく調査）を行うことがありますので、その際にはご協力をお願いいたします。

また、実地調査等に伴って修正申告を依頼することができます。**過年度にも遡及して課税する場合があります**ので、ご理解をお願いします。

III 債却資産の評価方法

1. 価格の決定

(1) 評価額の算出方法

①令和7年中に取得した資産（前年中取得資産）の場合

$$\text{評価額} = \text{取得価額} \times \left(1 - \frac{r}{2}\right)$$

②令和6年以前に取得した資産（前年前取得資産）の場合

$$\text{評価額} = \text{前年度評価額} \times (1 - r)$$

注 r … 耐用年数に応ずる定率法による減価率（年率）

(2) 計算例

例えば、取得価額700,000円、取得時期令和7年3月、耐用年数3年の資産の場合

☆ 耐用年数3年に応ずる減価率は0.536（減価残存率表参照）

$$\text{令和8年度} = 700,000\text{円} \times \left(1 - 0.536 \times \frac{1}{2}\right) = 512,400\text{円}$$

$$\text{令和9年度} = 512,400\text{円} \times \left(1 - 0.536\right) = 237,753\text{円}$$

$$\text{令和10年度} = 237,753\text{円} \times \left(1 - 0.536\right) = 110,317\text{円}$$

$$\text{令和11年度} = 110,317\text{円} \times \left(1 - 0.536\right) = 51,187\text{円}$$

$$\text{令和12年度} = 51,187\text{円} \times \left(1 - 0.536\right) = 23,750\text{円} < 35,000\text{円} (*)$$

* 令和12年度で算出額が取得価額の5%（35,000円）より小さくなりますので、以降35,000円で評価されます。

◆減価残存率 「固定資産評価基準」別表第15「耐用年数に応する原価率表」から一部抜粋

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
	r	$1 - \frac{r}{2}$	$1 - r$		r	$1 - \frac{r}{2}$	$1 - r$		r	$1 - \frac{r}{2}$	$1 - r$
2	0.684	0.658	0.316	11	0.189	0.905	0.811	20	0.109	0.945	0.891
3	0.536	0.732	0.464	12	0.175	0.912	0.825	22	0.099	0.950	0.901
4	0.438	0.781	0.562	13	0.162	0.919	0.838	25	0.088	0.956	0.912
5	0.369	0.815	0.631	14	0.152	0.924	0.848	30	0.074	0.963	0.926
6	0.319	0.840	0.681	15	0.142	0.929	0.858	35	0.064	0.968	0.936
7	0.280	0.860	0.720	16	0.134	0.933	0.866	40	0.056	0.972	0.944
8	0.250	0.875	0.750	17	0.127	0.936	0.873	45	0.050	0.975	0.950
9	0.226	0.887	0.774	18	0.120	0.940	0.880	50	0.045	0.977	0.955
10	0.206	0.897	0.794	19	0.114	0.943	0.886	60	0.038	0.981	0.962

2. 税額の決定

区分	説明							
納税義務者	令和8年1月1日(賦課期日)現在における償却資産の所有者です。							
課税標準額	令和8年1月1日現在における償却資産の合計価額(課税台帳の登録価額)です。							
課税台帳の閲覧	申告により価格が決定されると、4月1日より税務課において所有者に対し、課税台帳を閲覧に供します。							
税額	償却資産課税台帳の登録価額(課税標準額)に税率1.4%を乗じた額です。 <table border="1"><tr><td>課税標準額 (1,000円未満切り捨て)</td><td>×</td><td>税率 (1.4%)</td><td>=</td><td>税額 (100円未満切捨て)</td></tr></table> ※計算例 課税標準額 2,548,295円の場合 2,548,000円 × 1.4% = <u>35,600円</u> (35,672円)			課税標準額 (1,000円未満切り捨て)	×	税率 (1.4%)	=	税額 (100円未満切捨て)
課税標準額 (1,000円未満切り捨て)	×	税率 (1.4%)	=	税額 (100円未満切捨て)				
免税点	課税標準額(償却資産の合計評価額)が 150万円未満 の場合は課税されません。ただし、 申告は必要 です。							
納期	原則として 1期 5月 2期 7月 3期 12月 4期 2月 の4回に分けて納めていただきます。 なお、納税通知書は、償却資産と土地・家屋が一本化されて一つの通知書となっています。 ※ 申告書の提出が遅れた場合には、上記と異なることがあります。							

IV その他

1. 法人税・所得税の取扱いとの比較

法人税・所得税と固定資産税では減価償却の取扱いが若干異なりますのでご留意ください。

例えば、固定資産税上で構築物に該当する駐車場舗装、門扉、フェンス、塀、排水溝等は、税務会計上では建物と一体として経理していることがあります。固定資産税の申告の際には**建物本体とは区別**して申告してください。償却資産に対する取扱いの主な相違点は次のとおりです。

項目	固定資産税の取扱い（償却資産）	法人税・所得税の取扱い
償却計算の基準日	1月1日（賦課期日）	事業年度（決算期）
減価償却の方法	一般の資産は定率法 (ただし、減価率は固定資産税評価基準別表15に定める減価率) *「旧定率法」の償却率と同様	定率法、定額法等の選択制 (建物は定額のみ) [定率法選択の場合の適用] ・平成19年4月1日以降に取得された資産は「定率法」 ・平成19年3月31日以前に取得された資産は「旧定率法」
前年中の新規取得資産	半年償却 ($\frac{1}{2}$)	月割償却
圧縮記帳の制度	認められません 国庫補助金等の圧縮額は、取得価額に算入されます	認められます
特別償却・割増償却 (租税特別措置法)	認められません	認められます
評価額の最低限度 (法人税は償却限度額)	取得価格の $\frac{5}{100}$ (5%)	備忘価格 (1円) まで
改良費	区分評価（改良を加えられた資産と改良費を区分して評価する）	合算評価・区分評価
即時償却資産 (中小企業者等が租税特別措置法を適用して取得した10万円以上30万円未満の減価償却資産)	認められません (課税対象になります)	認められます (租税特別措置法第28条の2又は同法67条の5)

2. 取得価額について

取得価額は、資産を取得するために通常支出すべき金額（設置工事等の諸費用含む）とされています。また、取得価額に消費税を含めて税務会計を行っている場合（税込経理方式）は、消費税を含めた取得価額で申告してください。

V 債却資産の申告

1. 債却資産申告書の記入例

*用紙は感圧複写紙（ノーカーボン紙）になっておりますので、申告書及び種類別明細書は2枚1組として、下敷きを用いるなどして記入してください。

*記載は、ボールペン等により、漢字・数字等はわかりやすくはっきりと記入してください。

 受付印	令和 8 年 1 月 15 日 田 原 市 長 殿		令和8年度 償却資産申告書（償却）	
「住所」 固定資産税に関する事務を行っている事務所の所在地（納税通知書送達先）を記入してください。	所有者 1 住 所 (フリガナ) 又は納税通知書送達先 2 氏 名 法人にあつてはその名称及び代表者の氏名 連絡先	〒441-3492 アイチケンタハラシタハラチョウミナミバンバ 愛知県田原市田原町南番場30-1 タ ハラ 株式会社 代表取締役 田 原 一 郎 (屋号) (電話 22-1111)		
		3 個人番号又は法人番号 4 事業種目(資本金等の額) 5 事業開始年月 6 この申告に応答する者の係及び氏名 7 税理士等の氏名		
資産の種類				
取 得 価 額				
前年前に取得したもの（イ） 前年中に減少したもの（ロ） 前年中に取得したもの（ハ） 計（イ+ロ+ハ）（ニ）				
1 構築物	十億: 百万: 千: 円:	129000000 122000000	10億: 百万: 千: 円:	6000000 6000000
2 機械及び装置	137000000 137000000	200000000	165000000 170000000	288000000 270000000
3 船舶				
4 航空機				
5 車両及び運搬具		300000000		300000000
6 工具、器具及び備品		250000 300000		280000 370000
7 合計		29850000 192000000	26000000	20480000 20480000
資産の種類				
評 価 額 (ホ)				
決 定 価 格 (ヘ)				
課 稅 標 準 額 (ト)				
1 構築物	十億: 百万: 千: 円:	10億: 百万: 千: 円:	10億: 百万: 千: 円:	10億: 百万: 千: 円:
2 機械及び装置				
3 船舶				
4 航空機				
5 車両及び運搬具				
6 工具、器具及び備品				
7 合計				
独自様式(電算処理)または電子申告で提出する場合は記入してください。				

資産課税台帳

1 2 2 2 2 3 3 3 3 4 4 4 4									
農業 (20 百万円) 平成2 年 1 月									
総務課 経理係 田原花子 (電話 22-1111)									
渥美太郎 (電話 23-3510)									

15 市(区)町村内 における事業所 等資産の所在地	<p>① 田原市田原町南番場30-1</p> <p>② 田原市吉田町岡越6-4 (岡ノ越太陽光発電所)</p>						
16 借用資産 (有)・無)	貸主の名称等 <p>(株) 田原リース (電話) (0531) 23-2222</p>						
17 事業所用家屋の所有区分	<input checked="" type="radio"/> 自己所有 · 借家						
18 備考 (添付書類等)	<p>特例該当資産あり</p> <p>①資産増あり ②減あり 3. 増減なし(変更なし)</p> <p>4. 該当資産なし</p> <p>5. 廃業・解散・転出等(平成 年 月 日)</p>						
	<table border="1"> <tr> <td>受付 簿</td> <td>入力 端</td> <td>市</td> <td>業</td> </tr> </table>			受付 簿	入力 端	市	業
受付 簿	入力 端	市	業				

◎必ず記入してください。

- eLTAXで申告される方も本市が指定した「所有者コード」を記入してください。

第
二
十六
号
様
式

「3 個人番号又は法人番号」

○記入された番号の確認のため、提出時に次の書類の提示または写しの添付が必要です。

・本人提出

本人確認できるもの
(運転免許証等)

+

本人の番号がわかるもの
(個人番号通知等)

・代理人提出

上記本人提出の場合に必要なものに加え、代理権確認書類、代理人の本人確認できるものが必要になります。

(注) 郵送の場合は、本人提出または代理人提出に必要なものの写しを同封してください。

○電子申告(eLTAX)の場合は申告書に添付される電子証明書等により確認します。

○該当する事項を○で囲んでください。

「16 借用資産」

借用資産がある場合に貸主名、連絡先を記入してください。

「18 備考」

次のような事項を記入してください。

(1) 令和7年中に資産の所在地、所有者の住所、氏名または名称等に異動があった場合は、異動年月日、旧住所、旧氏名等

(2) 添付書類の名称

(3) 令和7年中に廃業等した場合は、その内容及び年月日

(4) 納税管理人を定めている場合は、その方の住所及び氏名

(5) その他参考となる事項

2. 種類別明細書（増加資産・全資産用）の記入例

前年度申告された方には、令和7年1月1日現在の所有資産を印字しています。

※独自様式(電算処理)での申告を除く。

令和8年度

種類別明細書（増加資産・全資産用）

〔取得年月（年号）〕

S 昭和
H 平成
R 令和

「取得価額」

資産を取得するために要した費用（引取、運賃、保険料、手数料、据付費等の付帯費を含む。）を記入してください。

圧縮記帳は地方税法上認められませんので、圧縮前の取得価額を記入してください。

- ◎ この種類別明細書には、令和7年1月2日から令和8年1月1日までに増加及び減少した資産、または打ち出し内容に変更(申告もれ等)がある場合に記入してください。
- ◎ 初めて申告される方は、令和8年1月1日現在所有している資産を全部申告してください。
- ◎ 増減・変更がない場合には、何も記入せずそのまま提出してください。
- ◎ 独自様式(電算処理)または電子申告で提出する場合は、減少資産がわかるように記入してください。(P6~7参照)

所 有 者 名			1 枚のうち		
田 原 株式会社			1 枚目		
耐用年数	減価残存率	(ハ) 価額		*課税標準の特例	
		十億	百万	千	円
1.0	0.794	53595	107194		
1.4	0.848	2717886	2771481		
1.0	0.	2825080			
1.0	0.750	175196			
	70.720				
	0.750	50000			
1.7	0.720	116480			
1.0	0.	166480			
1.4	0.562	341676			
1.0	0.	233731			
1.6	0.681	30756			
1.0	0.	36908			
1.0	0.	30756			
1.0	0.	36908			
1.0	0.	3202448			
1.0	0.	3437395			
1.0					
1.4					
1.4					
1.7					
1.5					
1.7					
1.4					
1.0					

「摘要」

資産の一部を減少した場合には、減少後の数量または取得価額を朱書きしてください。

改正後の耐用年数に該当する資産で、耐用年数を変更していない場合は、新しい耐用年数を朱書きしてください。(P15参照)

令和7年中に減少した資産は、朱線(=)で消してください。

1 減少事由

- (1) 売却
- (2) 減失(廃棄)
- (3) 移動
- (4) その他

2 修正事由

- (1) 名称修正
- (2) 取得価額修正
- (3) 耐用年数修正

3 その他参考となる事由

- (1) 耐用年数の短縮の承認を受けた場合
 -例「短縮」
- (2) 中古見積耐用年数を適用している場合
 -例「中古見積」
- (3) 課税標準の特例の適用のある場合
 -例「特例該当」
- (4) 増加償却の届出をした場合
 -例「増加償却」
- (5) 陳腐化資産の一時償却の承認を受けた場合
 -例「陳腐化」
- (6) その他参考となる事項

「種類別明細書」が不足した場合は、田原市のホームページから様式をダウンロードしてお使いください。

「増加事由」

- 1 新品取得
- 2 中古品取得
- 3 移動による受入れ
- 4 その他

◆耐用年数表抜粋 《業種別の申告対象となる主な償却資産》

業種	資 产	耐用年数	業種	資 产	耐用年数
共通	簡易間仕切、看板、ネオンサイン、サインポール	3	小売業	電子秤	5
	パソコン（サーバー用以外）	4		冷蔵庫、ショーウインド、陳列ケース（冷凍機または冷蔵機付）	6
	応接セット（接客業用）、金庫（手提げ）、複写機、タイムレコーダー、ファクシミリ、レジスター、コピー機、テレビ、自動販売機、パソコン（サーバー用）	5		日よけ設備（金属製以外）、陳列ケース（冷凍機又は冷蔵機のないもの）	8
	エアコン、冷蔵庫	6		日よけ設備（主として金属製）、アーケード	15
	工場緑化施設	7	娯楽業	パチンコ機	2
	応接セット（接客業用以外）、防犯装置	8		パチスロ機	3
	借店舗内部造作費、門・堀（金属製）、広告塔（金属製以外）、外灯、駐車場（アスファルト製）	10		パチンコ機取付台工事、両替機、玉貸し機、カード発行機	5
	受変電設備、給排水設備、事務机・事務椅子・キャビネット・ロッカー（主に金属製）、給水用井戸、門・堀（コンクリート造）、外堀・側溝（コンクリート、コンクリートブロック造）、駐車場等舗装路面（コンクリート、ブロック、レンガ敷）	15		防犯用監視カメラ、店内放送設備	6
	緑化設備（工場用以外）	20		消火器、景品陳列棚	8
	カウンター、陳列棚等店舗用簡易装置	3		自動玉洗浄装置	10
喫茶・飲食店	暖房設備、日よけ設備（金属製以外）	8	ガソリン給油業	ガソリン計測器、洗車機、オイルタンク、充電器、圧縮機、消火器、空気圧調整器、貯油槽	8
	製麺機	10		コンクリート防壁	13
	日よけ設備（主として金属製）	15		コンプレッサー、地下タンク、屋外照明設備	15
	消毒殺菌機器	4		サインポール	20
理容・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、タオル蒸器、パーマ器	5	クリーニング業	洗濯機、脱水機、ドライ機、プレス機、その他クリーニング業設備	13
	理容・美容業設備	13		建設用足場・地盤補強用鋼板	3
	ビニールハウス（基礎あり、木造）、ビニールハウス（基礎なし、骨格金属以外）	5		パワーショベル等	5
農業	農業用機械・設備	7		仮設用プレハブ	7
	ビニールハウス（基礎あり、骨格金属・木造以外）	8	建築業	無線機	10
	ビニールハウス（基礎なし、骨格金属）	10		測量設備	7
	ビニールハウス（基礎あり、骨格金属）	14		検査工具、取り付け工具等	5
	漁具	3	自動車修理業	圧縮機等整備用設備、コンプレッサー、その他自動車分解及び整備設備	15
漁業	船外機	5		測定・検査工具	5
	漁船（木造）	6	金属製品加工業	旋盤、ボール盤、フライス盤、プレス、圧縮機	10
	漁船（FRP）、魚群探知機	7		蓄電池電源設備	6
	水中ポンプ	8		火災報知設備	8
	漁船（鋼船）	9	不動産賃貸業	フェンス、外灯、集合郵便受け	10
	コンクリート造水槽	30		電気業	太陽光発電設備
					17

※耐用年数の一例です。法定耐用年数について詳しくは、管轄の税務署へお問合せください。